

# 千葉市生涯学習センター駐車場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第13条の規程に基づき、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の運営の基本となるべき事項を定めることを目的とする。

(駐車場の名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
1	千葉市生涯学習センター第1駐車場	千葉市中央区弁天3-7-7
2	千葉市生涯学習センター第2駐車場	千葉市中央区弁天1-295-1

(駐車場管理者の名称及び所在地等)

第3条 駐車場管理者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の名称 千葉市教育委員会  
所在地 千葉市中央区千葉港1-1
- (2) 代表者の氏名 教育長 鶴岡 克彦  
住所 千葉市中央区千葉港1-1

(供用期間)

第4条 駐車場の供用期間は、1月4日から12月28日とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(有料供用時間及び入退場時間の制限)

第5条 駐車場の有料供用時間及び駐車場に自動車を入場させ、又は退場させることのできる時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 有料供用時間 毎日午前零時から午後12時
- (2) 入場させることのできる時間  
千葉市生涯学習センター及び千葉市中央図書館の休館日を除く毎日午前9時から午後9時まで。
- (3) 退場させることのできる時間  
千葉市生涯学習センター及び千葉市中央図書館の休館日を除く毎日午前9時から午後9時まで。

(駐車料金)

第6条 駐車料金は、1台あたり入場から2時間を経過した後20分までごとに100円とする。

(駐車料金の納付方法)

第7条 駐車場を利用する者は、入場する際に駐車券を受け取り、千葉市生涯学習センター館内で駐車料金を納付しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ないと認める者については、委員会が別に定める。

(駐車料金の不還付)

第8条 既納の駐車料金は、還付しない。

(駐車料金の免除)

第9条 委員会は、次に掲げる場合は、駐車料金を免除することができる。

- (1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して駐車場を利用する場合
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第83号）第15条に規定する身体障害者手帳
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者福祉手帳
  - ウ 市長が発行する療育手帳
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が認める場合

(無料開放)

第10条 委員会は、特に必要があると認めるときは、一定の期間を限り駐車場を無料で開放することができる。

(駐車の拒否)

第11条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 発火・引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 前各号のほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(供用の休止)

第12条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

- (1) 天災地変による災害・火災・浸水又は爆発等により施設の損壊等の事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 駐車場の補修工事等を行うため、必要があると認められるとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上必要があると認められるとき。
- 2 委員会は、前項の規定により駐車場の全部又は一部の供用を休止しようとするときは、

その旨を当該駐車場の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

(禁止行為)

第13条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為を禁止する。ただし、第5号及び第6号に規定する行為で、委員会が特にやむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) みだりに火気を使用すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (6) 広告類を掲示し、又は配布すること。
- (7) 施設その他の工作物及び駐車中の自動車を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (8) 前各号のほか、駐車場の管理上支障をおよぼすおそれのある行為をすること。

(利用者の義務)

第14条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車中は、自動車内に貴重品及びその他の物品を留置しないこと。
- (2) 駐車位置・場内交通規制等は、係員の指示に従うこと。

(立入禁止)

第15条 駐車場に駐車する自動車の運転者・同乗者・乗客その他用務のある者以外の者は、駐車場に立入ることができない。

(利用者の損害賠償責任)

第16条 利用者は、本規程に定める事項に違反し、若しくは故意又は過失により駐車場の施設並びに駐車場内の自動車に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の損害賠償責任)

第17条 委員会は、有料供用時間中に駐車場に駐車する自動車の滅失または損傷について損害賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 平成15年 2月15日千葉県生涯学習センター駐車場管理規程を一部改正する。

- 3 平成23年 4月 1日千葉県生涯学習センター駐車場管理規程を一部改正する。
- 4 平成31年 3月 22日千葉県生涯学習センター駐車場管理規程を一部改正する。
- 5 令和 5年 3月 6日千葉県生涯学習センター駐車場管理規程を一部改正する。
- 6 令和 5年 4月 1日千葉県生涯学習センター駐車場管理規程を一部改正する。